

# 長野県地域防災計画

## 原子力災害対策編

平成 30 年度修正（案）  
（平成 31 年 1 月）

### 新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>5 計画の対象とする災害</p> <p>長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5 Km）」及び「<b>緊急防護措置</b>を準備する区域（原子力事業所から<b>おおむね半径30km 圏内</b>）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が<b>緊急防護措置</b>を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。</p> <p>こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>5 計画の対象とする災害</p> <p>長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5 Km）」及び「<b>緊急時防護措置</b>を準備する区域（原子力事業所から<b>概ね30 Km</b>）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が<b>緊急時防護措置</b>を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。</p> <p>こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害に対する備え</p> <p>放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p>なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。</p> <p><u>また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 市町村は、広域的な避難に備えて他の市町村と<u>指定避難所</u>の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</p> <p>(2) 市町村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は<u>指定避難所</u>とするよう努める。</p>	<p>第2章 災害に対する備え</p> <p>放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p>なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。</p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 市町村は、広域的な避難に備えて他の市町村と<u>避難所</u>の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</p> <p>(2) 市町村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は<u>避難所</u>とするよう努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正（以下同じ）</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 モニタリング等</p> <p>1 災害時のモニタリング</p> <p>(1) 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。<u>(環境部、危機管理部)</u></p> <p><u>-(削除)-</u></p>	<p>第3章 災害応急対策 第4節 モニタリング等</p> <p>1 災害時のモニタリング</p> <p>(1) 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。</p> <p><u>県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。(環境部、危機管理部)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>基本指針と重複するため、削除</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。</p> <p>ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <a href="#">平成30年10月1日</a>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。</p> <p>ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <a href="#">平成29年7月5日</a>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>指針の改定による</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 <u>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="201 405 1270 636"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(「原子力災害対策指針(平成30年10月1日)」より)</u></p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 <u>飲食物摂取制限に関する指標</u></p> <table border="1" data-bbox="1403 405 2472 636"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム<del>以上</del></td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム<del>以上</del></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(「原子力災害対策指針(平成24年10月31日)」より)</u></p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム <del>以上</del>	牛乳・乳製品		野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム <del>以上</del>	<p>指針の改定による</p> <p>指針の改定による</p>
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム <del>以上</del>																	
牛乳・乳製品																		
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム <del>以上</del>																	